

別紙

工事一時中止に伴う増加費用等の取扱い

第1 対象工事

富山県農林水産部が所管する建設工事であって、発注者が、富山県建設工事標準請負契約約款第20条第3項の規定に基づく増加費用又は損害(以下、「増し分費用」という。)を負担又は賠償する工事(以下、「対象工事」という。)は契約履行中の工事の主要部分の施工を長期にわたって中止させたために著しい増し分費用が生じたものとする。

なお、「長期にわたって中止させた」とは、発注者が工事を一時中止する必要があることを認め、このことを書面で受注者に通知し、工事を一時中止させたものをいい、「著しい増し分費用」とは、富山県建設工事標準請負契約約款第20条第3項に規定する工事現場の維持管理に要する費用等、工事の一時中止に伴う増加費用とする。

第2 工事を一時中止させる場合の指示

発注者は、工事の施工を一時中止(以下、「中止」という。)させる場合は、受注者に対して、中止の対象となる工事内容及び工事区域、中止期間の見通し、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等の基本事項を指示するものとする。

第3 基本計画書

1. 受注者が発注者の指示により工事を中止した場合は、第2に定めるところにより中止期間の工事現場の維持管理等に関する基本計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。
2. 基本計画書には、下記事項について記載するものとする。
 - (1) 中止指示時点における確認
 - ア 工事の出来形
 - イ 従業員(下請従業員を含む。以下同じ。)の体制及び労務者数
 - ウ 搬入済の材料及び建設機械器具
 - エ 設置済の仮施設等
 - (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - (3) 中止期間における工事現場の維持管理計画
 - (4) 工事の再開準備計画
3. 受注者は、基本計画書の承諾を得た後において、発注者が新たに指示した事項又は受発注者協議により発注者が必要と認めた事項に対する変更基本計画書を提出し発注者の承諾を得るものとする。

第4 増し分費用の範囲

増し分費用として積算する範囲は、中止期間中の工事現場の維持管理に要する費用、工事現場の体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用とする。なお、具体的内容は、次のとおりとする。

1. 工事現場の維持管理に要する費用

中止期間において、工事の再開に備え、工事現場の維持管理、労務者及び従業員並びに建設機械器具等の保持のために必要な費用とする。

2. 工事現場の体制の縮小に要する費用

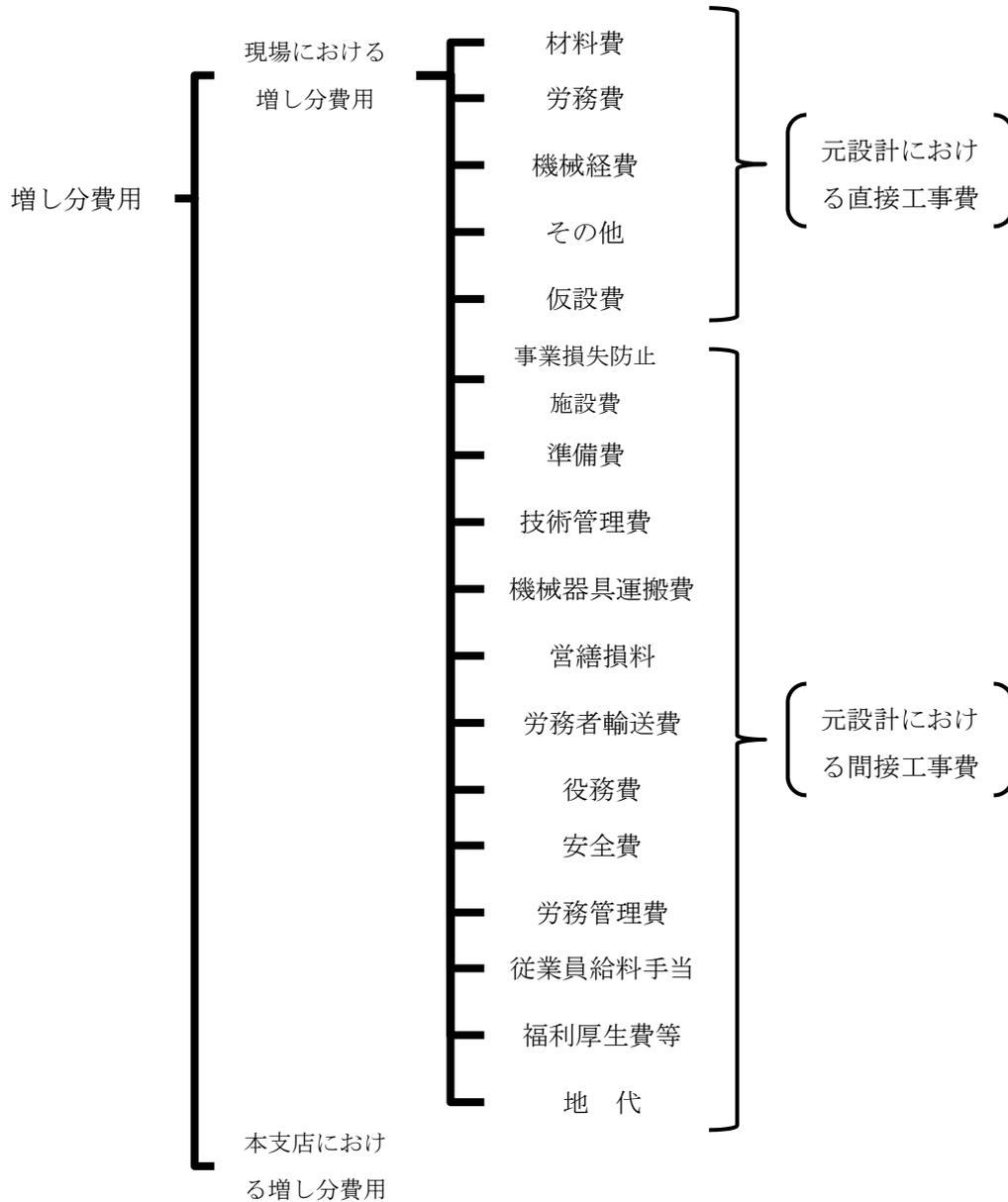
中止指示時点における工事現場の体制から中止した工事現場を維持管理するために最小限必要な体制まで縮小することにより不用となった労務者及び従業員並びに建設機械器具等の配置転換に要する費用とする。

3. 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするために労務者及び従業員並びに建設機械器具等の再転入に要する費用とする。

第5 増し分費用の構成費目

増し分費用の構成費目は、次のとおりとする。



なお、元設計とは、中止指示時点における設計書（打合せ簿指示内容を含む。）という（以下同じ。）。

第6 増し分費用の算定

1. 増し分費用は、受注者が基本計画書に基づき実施した費用の明細書及び証拠書類の妥当性を受発注者協議して算定するものとする。
2. 増し分費用の各構成費目は第7に定める内容と方法により積算するものとする。

第7 増し分費用の費目と内容

1. 現場における増し分費用

(1) 材料費

ア 材料の保管等の費用

搬入済みの材料のうち倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管した材料の保管料及び入出庫手数料とし、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。

イ 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

搬入済みの材料のうち、他の工事現場に転用した材料の運搬費用とし、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

(2) 労務費

ア 工事現場の維持に必要な労務費

労務費は、原則として計上しないものとする。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事で、作業員を確保しておく必要があるため、労務者を常駐させた場合はその費用は計上するものとし、次式により算定する。

$$\text{労務費} = \text{延人員} \times \text{職種別労務単価}$$

イ 他職種に転用した場合の労務費差額

アのただし書きによる技能労務者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種との単価差額の労務費用とし、次式により算定する。

$$\text{労務費差額} = \text{延人員} \times (\text{本来職種労務単価} - \text{従事した職種労務単価})$$

なお、従事した職種の労務費は、従事した工種に計上する。

(3) 機械費

ア 工事現場に存置する機械の費用

工事現場の維持のために必要な機械並びに搬出費及び再搬入費が工事現場に存置する費用を上回ることにより、工事現場に存置することとした機械を存置する費用とし、次式により算定する。

$$\text{機械存置費} = \text{中止期間} \times \text{供用1日当り損料}$$

イ 工事現場の維持のために機械の運転に要する費用

(4) その他

ア 直接工事費に計上されている材料の損料

次式により算定する。

$$\text{材料損料} = \text{中止期間} \times \text{供用1日(又は1月)当り損料}$$

イ 元設計において、供用される期間の長さによって積算額が変わるものとして(以下「期間要素を考慮して」という。)計上されている材料の中止期間に係

る損料

(5) 仮設費

ア 仮施設等の損料等

(ア) 仮施設の損料等

仮施設のうち、元設計において期間要素を考慮しているものの中止期間に係る損料及び維持補修の費用とし、次式により算定する。

仮施設の損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料

なお、仮施設の維持補修費は、必要に応じて計上する。

(イ) 仮設材料の損料

搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることにより工事現場に存置することとした仮設材料の中止期間に係る損料とし、(ア)に準じて算定する。

イ 工事現場の維持のために新たに必要になった仮施設等に要する費用

(保安要員費を含む)

積算基準により算定する。

(6) 事業損失防止施設費

(5)に準じて積算した費用とし、(5)ア(ア)に準じて算定する。

(7) 準備費

中止に伴う工事現場の跡片付け及び工事の再開のための諸準備等に要する費用とし、工事現場で必要とされた各作業に対し、次式により算定する。

準備費＝延人数×職種別労務単価

(8) 技術管理費

原則として計上しないものとする。

ただし、搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上している機器等については、機器等の中止期間に係る損料は計上するものとし、(6)に準じて算定する。

(9) 機械器具運搬費

ア 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

現場搬入済の機械器具類又は仮設材料のうち工事現場外に搬出又は再搬入に要する費用

イ 大型機材類等の現場内運搬に要する費用

工事を中止したため、新たに工事現場内に移動させることとした大型機材類等の運搬費用

(10) 営繕損料

営繕施設の中止期間に係る損料及び維持補修に要する費用とし、次式により算定する。

営繕損料＝中止期間×供用 1 日（又は 1 月）当り損料及び維持補修費

(11) 労務者輸送費

工事現場に駐在することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者の通勤費用

(12) 役務費

ア 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上している材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ等に要した費用とし、次式より算定する。

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

イ 用水・電力等の基本料金

元設計において計上している用水・電力等に係る中止期間の基本料金

(13) 安全費

ア 既存の安全施設等に係る費用

安全施設等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上している安全施設等の中止期間に係る損料及び保安要員の費用とし、次式により算定する。

$$\text{安全費} = \text{中止期間} \times \text{供用 1 日（又は 1 月）当り損料}$$

イ 工事現場の維持のために新たに必要になった安全施設等に要する費用

(14) 労務管理費

ア 労務者の転出入に要する費用

遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者を含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のための転入に要する費用。

なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（以下「専従的労務者」という。）とする。

イ 解雇又は休業手当に要する費用

適当な転入先（他の工事現場等）を確保することができない専従的労務者の解雇又は休業手当に要する費用

(15) 従業員給料手当

ア 中止期間中の工事現場の維持管理のために現場に常駐する従業員に支給する給料手当

次式により算定する。

$$\text{常駐従業員給与手当} = \text{常駐日数} \times \text{基準日額}$$

基準日額は、作業日報及び給与明細等を基に算定する。

イ 中止指示時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制の人員に縮小するまでの間、残留していた縮小対象の従業員に支給する給料手当

ウ 工事現場の維持体制の人員から工事を再開する体制に移行するまでの間、増員となる従業員に支給する給料手当

(16) 福利厚生費等

中止期間中の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信費の費用

(17) 地代

中止期間中の営繕施設に係る敷地の借上げに要する費用

2. 本支店における増し分費用

現場における増し分費用の発生に伴い本支店で要する費用とし、元設計の費用に工事中止に伴う増加費用等を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定する。

第8 増し分費用の取扱い

1. 増し分費用は、「中止期間中の現場維持費等の費用」として、元設計の工事価格とは区分して計上するものとする。
2. 増し分費用を含めた当該工事の請負工事費の構成は、次のとおりとする。

